

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・再構築等が促進されるよう、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業の補助対象に塩化ビニル管の配水支管や海底導水管（鋼管フランジ形）を追加するなど、水道管路耐震化等推進事業に係る財政措置の拡充を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業について、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和するとともに、地方交付税措置の拡充を図ること。

3. 簡易水道再編推進事業について、補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、平成 28 年度までとされている補助対象期間を延長すること。

4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

5. 東日本大震災関係について

水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。